

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月25日

【会社名】 ソフトバンク株式会社

【英訳名】 SoftBank Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮内 謙

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000（代表）

【事務連絡者氏名】 人事本部 本部長 兼 総務本部 本部長 長崎 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目9番1号

【電話番号】 03-6889-2000（代表）

【事務連絡者氏名】 人事本部 本部長 兼 総務本部 本部長 長崎 健一

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 848,700,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月25日に有価証券報告書(第34期(自2019年4月1日至2020年3月31日))を関東財務局長に提出したことに伴い、2020年6月24日に関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載内容(添付書類を含む。)について、当該有価証券報告書を有価証券届出書の参照書類に追加するため、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

#### (添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

#### (添付書類の削除)

2020年3月期(自2019年4月1日至2019年3月31日)連結業績の概要

自己株券買付状況報告書(自2019年7月1日至2019年7月31日)

自己株券買付状況報告書(自2019年8月1日至2019年8月31日)

自己株券買付状況報告書(自2019年9月1日至2019年9月30日)

自己株券買付状況報告書(自2019年10月1日至2019年10月31日)

自己株券買付状況報告書(自2019年11月1日至2019年11月30日)

自己株券買付状況報告書(自2019年12月1日至2019年12月31日)

自己株券買付状況報告書(自2020年1月1日至2020年1月31日)

自己株券買付状況報告書(自2020年2月1日至2020年2月29日)

自己株券買付状況報告書(自2020年3月1日至2020年3月31日)

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第三部 【参照情報】

### 第 1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第33期（自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日） 2019年 6月25日 関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第34期第 1 四半期（自 2019年 4月 1日 至 2019年 6月30日） 2019年 8月 9日 関東財務局長に提出

事業年度 第34期第 2 四半期（自 2019年 7月 1日 至 2019年 9月30日） 2019年11月11日 関東財務局長に提出

事業年度 第34期第 3 四半期（自 2019年10月 1日 至 2019年12月31日） 2020年 2月12日 関東財務局長に提出

#### 3 【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年 6月24日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書 2019年 6月26日 関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年 6月24日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書 2019年11月13日 関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年 6月24日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 8 号の 2 及び第15号の 3 の規定に基づく臨時報告書 2019年 12月25日 関東財務局長に提出

(4) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年 6月24日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づく臨時報告書 2020年 2月19日 関東財務局長に提出

(5) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（2020年 6月24日）までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書 2020年 6月24日 関東財務局長に提出

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第34期（自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日） 2020年 6月25日 関東財務局長に提出

## 第2 【参照書類の補完情報】

<訂正前>

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年6月24日)までの間において生じた変更は以下のとおりです。

### (1) 経営戦略上のリスク

#### d. 安定的なネットワークの提供について

##### (b) 自然災害など予測困難な事情について

当社グループは、インターネットや通信などの各種サービスの提供に必要な通信ネットワークや情報システムなどを構築・整備しています。地震・台風・洪水・津波・竜巻・豪雨・大雪・火山活動などの自然災害、火災や停電・電力不足、テロ行為、新型コロナウイルスなどの感染症の流行などにより、通信ネットワークや情報システムなどが正常に稼働しなくなった場合、当社グループの各種サービスの提供に支障を来す可能性があります。当社グループは、こうした事態が発生した場合においても安定した通信環境を確保できるようにネットワークの冗長化やネットワークセンターおよび基地局での停電対策等を導入しているほかネットワークセンターやデータセンター等の重要拠点を全国に分散することでサービス提供への影響の低減を図る対策を講じています。もっとも、かかる対策はあらゆる障害を回避できるものではなく、実際に各種サービスの提供に支障を来す場合、およびこれらの影響が広範囲にわたり、復旧に相当時間を要した場合、信頼性や企業イメージが低下し、顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。また、通信ネットワークや情報システムなどを復旧・改修するために多額の費用負担が発生する可能性があります。その結果、当社グループの事業展開、財政状態および業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項に加えて、本有価証券届出書提出日(2020年6月24日)までの間において、新たに記載する将来に関する事項は以下のとおりです。

### (3) 経営方針

#### a. 経営環境

世の中を取り巻く環境は、デジタル技術の進展により大きな変革期を迎えています。超高速・大容量・低遅延・多接続といった特長を持つ次世代通信規格5Gの商用化や、AIやIoT、ビッグデータの活用が急速に浸透し、人々の生活やビジネスのあらゆる場面でデジタル化されることで、産業そのものの構造が変わるデジタルトランスフォーメーションが起っています。

日本の通信市場では、政府による競争促進政策の強化、MVNOによる格安スマートフォンサービスの普及、異業種からの新規参入など、事業環境の変化が続いています。またインターネット市場では、アメリカを中心とした海外企業の優勢が続いており、特にeコマースや金融・決済の分野で競争が激化しています。

また、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により経済環境の悪化が発生する一方で、在宅勤務の拡大など、デジタル化が一気に加速しています。これによる当社グループの通信事業への影響は比較的軽微であると考えています。累計契約数は引き続き安定的な推移を見込んでいることや、自宅での通信サービスの利用増加などを背景に通信料収入は底堅く推移すると見込んでいます。ヤフー事業に関しては、特定業種からの広告出稿の減少によりメディア領域の先行きが不透明な一方で、eコマースを中心としたオンラインサービスの利用が増加すると見込んでおり、不要不急の費用は当面抑制すること等により通期での営業利益増加を目指します。

<訂正後>

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2020年6月25日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。